

七飯町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

制定 平成29年2月1日（民生部長決定）

改正 平成30年1月12日

改正 平成30年3月23日

改正 平成30年9月14日

改正 平成30年10月1日

改正 平成31年3月29日

改正 令和元年9月13日

改正 令和3年3月19日

（目的）

第1条 この要綱は、七飯町（以下「町」という。）における介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について必要な事項を定めることにより、被保険者の、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）において使用する用語の例による。

（総合事業の構成）

第3条 町は、法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業として、次に掲げる事業を実施するものとする。

- （1）総合事業訪問介護サービス
- （2）総合事業生活援助サービス
- （3）生活支援サポート事業

2 町は、法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業として、総合事業通所介護サービスを実施するものとする。

3 町は、法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を実施するものとする。

4 町は、法第115条の45第1項第2号に規定する事業（以下「一般介護予防事業」という。）として、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 介護予防把握事業

(2) 介護予防普及啓発事業参考

(3) 地域介護予防活動支援事業

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業

（総合事業の具体的内容）

第4条 総合事業訪問介護サービスにおいては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する訪問介護員等（以下「訪問介護員等」という。）による身体への介護及び見守りの援助等の身体介護又は日常生活上の援助（以下「生活援助」という。）に関するサービスを行う。

2 総合事業生活援助サービスにおいては、訪問介護員等又は町が指定した研修を修了した者が、1回当たり60分以内の生活援助に関するサービスを行う。

3 生活支援サポート事業においては、訪問介護員等又は町が指定した研修を修了した者が、概ね30分以内で終了する簡易な生活援助、見守りを兼ねた相談、話し相手及び外出支援を行う。

4 総合事業通所介護サービスにおいては、介護予防を目的として、施設に通わせ、入浴等の生活援助に関するサービス及び機能訓練を行う。

5 第1号介護予防支援事業においては、利用者の介護予防を目的とし、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、適切なサービスが提供されるよう、必要な援助を行う。

6 介護予防把握事業においては、閉じこもり等何らかの支援を要する者を早期に把握し、介護予防活動につなげる活動を行う。

7 介護予防普及啓発事業においては、介護予防に資する基本的な知識の普及啓発を行う。

8 地域介護予防活動支援事業においては、住民が主体となる介護予防活動の育成

及び支援を行う。

- 9 地域リハビリテーション活動支援事業においては、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し、改善の可能性を助言する等、関係機関と連携しながら、住民が主体となる介護予防活動の取組等の総合的な支援を行う。

(事業者の指定)

第5条 第3条第1項第1号及び第2号に掲げる事業の指定は、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）であって、別に定める指定に関する基準を満たすものに対して行うものとする。

- 2 第3条第2項の事業に掲げる事業の指定は、指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）であって、別に定める指定に関する基準を満たすものに対して行うものとする。

(対象者)

第6条 第3条第1項各号及び第2項に掲げる事業の対象者は、被保険者（町が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、町内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。次項において同じ。）であって、居宅において日常生活を営む次のいずれかに該当するものとする。

(1) 要支援認定を受けている者

- (2) 第1号被保険者（要介護認定を受けた第1号被保険者にあつては、当該要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービスを受けた日から当該要介護認定の有効期間の満了の日までの期間にある者を除く。）のうち、別表第1の基本チェックリストを実施し、別表第2の基本チェックリスト採点表にて採点を行い、別表第3の基本チェックリスト採点結果のいずれかの状態に該当した者（以下「事業対象者」という。）

- 2 一般介護予防事業の対象者は、法第9条第1号に規定する第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(サービスに係る費用)

第7条 町長は、第5条の規定に従い指定した事業者（以下「指定事業者」という。）

が第3条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項に掲げる事業（以下「第1号総合事業サービス」という。）を実施したときは、別表第4の第1号総合事業サービス費用額に基づき算出した額（以下「第1号総合事業サービスに係る費用」という。）を第1号事業支給費として利用者及び町に対し請求させるものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、第1号総合事業サービスの利用者に対し、第1号総合事業サービスに係る費用の100分の10（法第59条の2第1項の規定が適用される利用者にあつては100分の20、同条第2項の規定が適用される利用者にあつては100分の30）に相当する額を、当該第1号総合事業サービスを実施した指定事業者に支払わせるものとする。

3 町長は、第1項の規定による請求があったときは、その内容を審査した上、当該第1号総合事業サービスに係る費用の100分の90（法第59条の2第1項の規定が適用される利用者にあつては100分の80、同条第2項の規定が適用される利用者にあつては100分の70）に相当する額を、当該指定事業者に支払うものとする。

4 町長は、前項に規定する審査及び支払に関する事務を北海道国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

5 第1号総合事業サービスの実施により生じる食事代その他の実費額は、利用者の負担とし、指定事業者に徴収させるものとする。

6 第1号総合事業サービスに係る費用の合計が、次に掲げる区分に応じた単位数に至るまでサービスを受けることができるものとする。

(1) 事業対象者 5,032単位

(2) 要支援1 5,032単位

(3) 要支援2 10,531単位

（高額総合事業サービス費の支給）

第8条 町長は、第1号総合事業サービスの利用に係る利用料の合計額が高額となる者に対し、高額総合事業サービス費を支給する。

2 高額介護等サービス費（高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費をいう。以下同じ。）の支給対象となるサービスを利用している者に係る高額総合事

業サービス費の支給額は、当該高額介護等サービス費の支給額を算定した後に算定するものとする。

- 3 高額総合事業サービス費の支給要件、支給額の算定方法その他の高額総合事業サービス費の支給については、高額介護等サービス費の支給の例による。

(高額医療合算総合事業サービス費の支給)

第9条 町長は、第1号総合事業サービスの利用に係る利用料及び医療保険の自己負担額が家計に与える影響が大きい者に対し、高額医療合算総合事業サービス費を支給する。

- 2 高額医療合算介護等サービス費（高額医療合算介護サービス及び高額医療合算介護予防サービス費をいう。以下同じ。）の支給対象となるサービスを利用している者に係る高額医療合算総合事業サービス費の支給額は、当該高額医療合算介護等サービス費の支給額を算定した後に算定するものとする。

- 3 高額医療合算総合事業サービスの支給要件、支給額の算定方法その他の高額医療合算総合事業サービス費の支給については、高額医療合算介護等サービス費の支給の例による。

(守秘義務・個人情報の保護)

第10条 町長は、総合事業におけるサービスの提供者（以下「サービス提供者」という。）に、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は不当な目的に利用させてはならない。この場合において、その守秘義務は、サービス提供後においても、同様とする。

(事故発生時の対応)

第11条 町長は、サービスの提供に際し事故が発生した場合は、サービス提供者に、町、利用者の家族等の関係者に連絡を行わせるとともに、必要な措置を講じさせなければならない。

- 2 町長は、サービス提供者に、前項の事故の状況、事故に際して講じた措置、事故の原因及び今後の予防策について記録をさせ、町に報告させるものとする。

- 3 町長は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、サービス提供者に、利用者等に対する損害賠償を速やかに行わせなければならない。

(苦情処理)

第12条 町長は、利用者又はその家族からの総合事業に関する苦情に対し、迅速に、かつ、適切に対応するために民生部福祉課に相談窓口を設置する。

2 町長は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(関係帳簿等の保存)

第13条 町長は、指定事業者に、その提供するサービスに係る帳簿及び関係書類を、サービス提供終了後5年間保存させるものとする。

(報告)

第14条 町長は、総合事業におけるサービスの提供に関して必要があると認めるときは、利用者又はサービス提供者に対して報告を求めるものとする。

(不正利得の徴収等)

第15条 町長は、偽りその他不正な手段によりサービス提供者が第1号事業支給費、委託料又は補助金の支払いを受けたときは、当該支払額の返還を求めることができる。

2 町長は、総合事業の実施に当たり、七飯町暴力団排除条例（平成26年条例第23号）第2条第1号に掲げる暴力団又は暴力団関係者については、当該事業の指定、委託及び補助は行わない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月12日から施行し、平成29年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の七飯町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第7条の規定は、同要綱第6条第1項各号に掲げる者（以下「事業対象者」という。）が、施行日以後に利用した第1号総合事業サービス（同要綱第7条第1項に規定する第1号総合事業サービスをいう。以下同じ。）について適用し、同日前に事業対象者が利用した第1号総合事業サービスについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

基本チェックリスト

No.	質問事項	回答：いずれかに○をお付けください	
問1	バスや電車で外出していますか	はい	いいえ
問2	日用品の買い物をしていますか	はい	いいえ
問3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ
問4	友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ
問5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	いいえ
問6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい	いいえ
問7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	いいえ
問8	15分位続けて歩いていますか	はい	いいえ
問9	この1年間に転んだことがありますか	はい	いいえ
問10	転倒に対する不安は大きいですか	はい	いいえ
問11	6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい	いいえ
問12	体重(kg) ÷身長(m) ÷身長(m)	計算結果	
問13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい	いいえ
問14	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい	いいえ
問15	口の渇きが気になりますか	はい	いいえ
問16	週に1回以上は外出していますか	はい	いいえ
問17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい	いいえ
問18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	はい	いいえ
問19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	いいえ
問20	今日が何月何日かわからない時がありますか	はい	いいえ
問21	（ここ2週間）毎日の生活に充実感がない	はい	いいえ
問22	（ここ2週間）これまで楽しんでやれたことが楽しめなくなった	はい	いいえ
問23	（ここ2週間）以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	はい	いいえ
問24	（ここ2週間）自分が役に立つ人間だと思えない	はい	いいえ
問25	（ここ2週間）わけもなく疲れたような感じがする	はい	いいえ

別表第2（第6条関係）

基本チェックリスト採点表

※以下に該当した場合は1点、それ以外は0点とする。

基本チェックリスト回答内容	点 数
問1が「いいえ」の場合	
問2が「いいえ」の場合	
問3が「いいえ」の場合	
問4が「いいえ」の場合	
問5が「いいえ」の場合	
問6が「いいえ」の場合	
問7が「いいえ」の場合	
問8が「いいえ」の場合	
問9が「はい」の場合	
問10が「はい」の場合	
問11が「はい」の場合	
問12の計算結果が18.5未満の場合	
問13が「はい」の場合	
問14が「はい」の場合	
問15が「はい」の場合	
問16が「いいえ」の場合	
問17が「はい」の場合	
問18が「はい」の場合	
問19が「いいえ」の場合	
問20が「はい」の場合	
問21が「はい」の場合	
問22が「はい」の場合	
問23が「はい」の場合	
問24が「はい」の場合	
問25が「はい」の場合	

別表第3（第6条関係）

基本チェックリスト採点結果

問1～問20までの合計点数→	点	合計点数が10点以上の場合、生活機能全般に機能低下している可能性があります。
問6～問10までの合計点数→	点	合計点数が3点以上の場合、運動機能が低下している可能性があります。
問11、問12の合計点数→	点	合計点数が2点の場合、低栄養の可能性ががあります。
問13～問15の合計点数→	点	合計点数が2点以上の場合、口腔機能が低下している可能性があります。
問16「いいえ」と回答した場合		閉じこもり傾向にある可能性があります。
問18～問20の合計点数→	点	合計点数が1点以上の場合、認知機能が低下している可能性があります。
問21～問25の合計点数→	点	合計点数が2点以上の場合、うつ傾向にある可能性があります。

別表第4（第7条関係）

第1号総合事業サービス費用額（費用単位数、単価）

1 総合事業訪問介護サービス

イ	訪問型サービス費Ⅰ （事業対象者・要支援1・2で週1 回程度の訪問）	1, 176単位（1月につき）
		39単位（1日につき）
ロ	訪問型サービス費Ⅱ （事業対象者・要支援1・2で週 2回程度の訪問）	2, 349単位（1月につき）
		77単位（1日につき）
ハ	訪問型サービス費Ⅲ （要支援2で週2回を超える程度の 訪問）	3, 727単位（1月につき）
		123単位（1日につき）
ニ	訪問型サービス費Ⅳ （事業対象者・要支援1・2で1月 の中で全部で4回までサービスを行 った場合）	268単位（1回につき）
ホ	訪問型サービス費Ⅴ （事業対象者・要支援1・2で1月 の中で全部で5回から8回までサー ビスを行った場合）	272単位（1回につき）
ヘ	訪問型サービス費Ⅵ （要支援2で1月の中で全部で9回 から12回までサービスを行った場 合）	287単位（1回につき）
ト	初回加算	200単位（1月につき）
チ	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位（1月につき）
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位（1月につき）
リ	(1)介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の137/1000を加算
	(2)介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の100/1000を加算
	(3)介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の55/1000を加算
	(4)介護職員処遇改善加算Ⅳ	(3)で算定した単位数の90%を加算
	(5)介護職員処遇改善加算Ⅴ	(3)で算定した単位数の80%を加算
ヌ	(1)介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の63/1000を加算
	(2)介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の42/1000を加算

- 注1 1単位当たりの単価は10円とする。
- 注2 原則としてイからハまでの単位を用いるものとする。ただし、総合事業生活援助サービスと併用する場合は、ニからヘまでの単位を用いるものとする。
- 注3 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、総合事業訪問介護サービスの算定は行わないものとする。
- 注4 利用者が一の指定訪問介護事業所において総合事業訪問介護サービスを受けている間は、当該指定訪問介護事業所以外の指定訪問介護事業所が総合事業訪問介護サービスを行った場合に、総合事業訪問介護サービスの算定は行わないものとする。
- 注5 介護保険法施行規則第22条の23に規定する生活援助従事者研修過程を修了した者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからリを算定しないものとする。
- 注6 チの算定要件に対する取扱いは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（以下「老企第36号」という。）2の（20）に準ずるものとする。
- 注7 イからヘまでについて、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、総合事業訪問介護サービスを行った場合は、所定単位数に90/100を乗じる。なお、本要件に対する取扱いは、老企第36号2の（14）に準ずるものとする。
- 注8 イからヘまでについて、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が

総合事業訪問介護サービスを行った場合は、特別地域加算として、所定単位数に $15/100$ を乗じた単位を加算する。

注9 イからへまでについて、別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下である指定訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が総合事業訪問介護サービスを行った場合は、中山間地域等における小規模事業所加算として、所定単位数に $10/100$ を乗じた単位を加算する。なお、実利用者数は前年度（3月を除く。）の1月当たりの平均実利用者数をいうものとし、前年度の実績が6月に満たない指定訪問介護事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、直近の3月における1月当たりの平均実利用者数を用いるものとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した指定訪問介護事業所については、4月日以降届出が可能となるものであること。

注10 イからへまでについて、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えて、総合事業訪問介護サービスを行った場合は、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算として、所定単位数に $5/100$ を乗じた単位を加算する。なお、加算を算定する利用者については介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス基準（以下「旧基準省令」という。）第20条第3項に規定する交通費に相当する費用の支払いを受けることはできないものとする。

注11 リについて、所定単位数はイからチまでにより算定した単位数の合計とし、令和6年3月31日までの間、当該加算の算定を可能とする。ただし、介護職員処遇改善加算Ⅳ及び介護職員処遇改善加算Ⅴについては、令和3年3月31日において現に、当該加算の届出を行っている指定訪問介護事業所であって、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年3月15日厚生労働省告示第72号）（以下「令和3年3月15日厚生労働大臣が定める基準」という。）の別表単位数表の訪問型サービス費のヌの注に係る届出を行っていないものにあつては、令和4年3

月31日までの間は、なお、従前の例により、当該加算の算定を可能とする。
 なお、本要件の内容については、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処
 遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示につい
 て（令和3年3月16日老発0316第4号）に準ずるものとする。

注12 ヌについて、所定単位数はイからチまでにより算定した単位数の合計とす
 る。算定に当たっては、リの介護職員処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを
 算定していることを要件とする。また、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの算定
 に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において、特定事業
 所加算Ⅰ又はⅡを算定していることを要件とする。なお、介護職員等特定処遇
 改善加算ⅠかⅡのいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は
 算定しない。

注13 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に
 居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定
 処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。また、注5によ
 り算定する場合であっても、支給限度基準額の算定にあたっては、減算する前
 の所定単位数を用いるものとする。

注14 前記以外の基本的な取扱いについては、老企第36号2の訪問介護費に記
 載する内容に準ずるものとする。なお、通院等乗降介助については、算定しな
 いこととする。

注15 イからへまでについて、令和3年9月30日までの上乗せ分として、所定
 単位数に1/1000を乗じた単位を加算する。

2 総合事業生活援助サービス

イ	生活援助サービス (事業対象者・要支援1・2)	225単位(1回につき)
ロ	初回加算	200単位(1月につき)
ハ	(1)介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の137/1000を加算
	(2)介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の100/1000を加算
	(3)介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の55/1000を加算
	(4)介護職員処遇改善加算Ⅳ	(3)で算定した単位数の90%を加算
	(5)介護職員処遇改善加算Ⅴ	(3)で算定した単位数の80%を加算

二	(1)介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の63/1000を加算
	(2)介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の42/1000を加算

注1 1単位当たりの単価は10円とする。

注2 イについて、事業対象者及び要支援1の者が1月に8回を超えて利用した場合は2,250単位(1月につき)を、要支援2の者が1月に12回を超えて利用した場合は3,150単位(1月につき)を算定するものとする。

注3 イについて、総合事業訪問介護サービスと併用する場合は、総合事業訪問介護サービスと総合事業生活援助サービスの合計単位数は、事業対象者及び要支援1の者は1月当たり2,342単位、要支援2の者は1月当たり3,715単位を上限とする。

注4 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、総合事業生活援助サービスの算定は行わないものとする。

注5 利用者が一の指定訪問介護事業所において総合事業生活援助サービスを受けている間は、当該指定訪問介護事業所以外の指定訪問介護事業所が総合事業生活援助サービスを行った場合に、総合事業生活援助サービスの算定は行わないものとする。

注6 イについて、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者又は指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、総合事業生活援助サービスを行った場合は、所定単位数に90/100を乗じる。なお、本要件に対する取扱いは、老企第36号2の(14)に準ずるものとする。

注7 イについて、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問介護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が総合事業生活援助サービスを行った場合は、特別地域加算として、所定単位数に15/100を乗じた単位を加算する。

注8 イについて、別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、1月当たり実

利用者数が5人以下である指定訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が総合事業生活援助サービスを行った場合は、中山間地域等における小規模事業所加算として、所定単位数に10/100を乗じた単位を加算する。なお、実利用者数は前年度（3月を除く。）の1月当たりの平均実利用者数をいうものとし、前年度の実績が6月に満たない指定訪問介護事業所（新たに事業を開始し、又は再開した指定訪問介護事業所を含む。）については、直近の3月における1月当たりの平均実利用者数を用いるものとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した指定訪問介護事業所については、4月目以降届出が可能となるものであること。

注9 イについて、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えて、総合事業生活援助サービスを行った場合は、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算として、所定単位数に5/100を乗じた単位を加算する。なお、加算を算定する利用者については介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による旧基準省令第20条第3項に規定する交通費に相当する費用の支払いを受けることはできないものとする。

注10 ハについて、所定単位数はイとロにより算定した単位数の合計とし、令和6年3月31日までの間、当該加算の算定を可能とする。ただし、介護職員処遇改善加算Ⅳ及び介護職員処遇改善加算Ⅴについては、令和3年3月31日において現に、当該加算の届出を行っている指定訪問介護事業所であって、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年3月 日厚生労働省告示第 号）の別表単位数表の訪問型サービス費のヌの注に係る届出を行っていないものにあつては、令和4年3月31日までの間は、なお、従前の例により、当該加算の算定を可能とする。なお、本要件の内容については、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日老発0316第4号）に準ずるものとする。

注1 1 ニについて、所定単位数はイとロにより算定した単位数の合計とする。算定に当たっては、ハの介護職員処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において、特定事業所加算Ⅰ又はⅡを算定していることを要件とする。なお、介護職員等特定処遇改善加算ⅠかⅡのいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注1 2 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。また、注6により算定する場合であっても、支給限度基準額の算定にあたっては、減算する前の所定単位数を用いるものとする。

注1 3 前記以外の基本的な取扱いについては、老企第36号2の訪問介護費に記載する内容に準ずるものとする。

注1 4 イからへまでについて、令和3年9月30日までの上乗せ分として、所定単位数に1/1000を乗じた単位を加算する。

3 総合事業通所介護サービス

イ	(1) 事業対象者・要支援1	1,672単位(1月につき)
		55単位(1日につき)
	(2) 要支援2(週1回程度)	1,672単位(1月につき)
		55単位(1日につき)
	(3) 要支援2(週2回程度)	3,428単位(1月につき)
		113単位(1日につき)
ロ	生活機能向上グループ活動加算	100単位(1月につき)
ハ	運動器機能向上加算	225単位(1月につき)
ニ	若年性認知症利用者加算	240単位(1月につき)
ホ	栄養アセスメント加算	50単位(1月につき)
へ	栄養改善加算	200単位(1月につき)
ト	口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位(1月につき)
	口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位(1月につき)

チ	選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	
	①運動器機能向上及び栄養改善	480単位（1月につき）
	②運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位（1月につき）
	③栄養改善及び口腔機能向上	480単位（1月につき）
	選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	
	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位（1月につき）
リ	事業所評価加算	120単位（1月につき）
ヌ	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	
	①事業対象者・要支援1	88単位（1月につき）
	②要支援2（週1回程度）	88単位（1月につき）
	③要支援2（週2回程度）	176単位（1月につき）
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	
	①事業対象者・要支援1	72単位（1月につき）
	②要支援2（週1回程度）	72単位（1月につき）
	③要支援2（週2回程度）	144単位（1月につき）
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	
	①事業対象者・要支援1	24単位（1月につき）
	②要支援2（週1回程度）	24単位（1月につき）
	③要支援2（週2回程度）	48単位（1月につき）
ル	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位（1月につき）
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位（1月につき） ※運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位（1月につき）

ヲ	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） （6月に1回を限度）	20単位（1回につき）
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） （6月に1回を限度）	5単位（1回につき）
ワ	科学的介護推進連携体制加算	40単位（1月につき）
カ	(1)介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の59/1000を加算
	(2)介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の43/1000を加算
	(3)介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の23/1000を加算
	(4)介護職員処遇改善加算Ⅳ	(3)で算定した単位数の90%を加算
	(5)介護職員処遇改善加算Ⅴ	(3)で算定した単位数の80%を加算
ヨ	(1)介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の12/1000を加算
	(2)介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の10/1000を加算

注1 1単位当たりの単価は10円とする。

注2 イについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/1000を乗じる。

注3 イについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/1000を乗じる。

注4 イについて、指定通所介護事業所の従業者（旧基準省令第97条第1項に規定する介護予防通所介護従業者に相当する者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えて、総合事業通所介護サービスを行った場合は、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算として、所定単位数に5/1000を乗じた単位を加算する。

注5 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、総合事業通所介護サービスの算定は行わないものとする。

注6 利用者が一の指定通所介護事業所において総合事業通所介護サービスを受けている間は、当該指定通所介護事業所以外の指定通所介護事業所が総合事業通所介護サービスを行った場合に、総合事業通所介護サービスの算定は行わないものとする。

注7 イについて、指定通所介護事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から

利用する者にサービス提供を行う場合は、それぞれ次のとおり所定単位数から減算する。なお、本要件に対する取扱いは、老企第36号7の(20)①に準ずるものとする。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事業により送迎が必要と認められる利用者に対して1月を通じて当該サービスを提供する日ごとに送迎を行った場合は、例外的に減算対象としないものとする。この場合の具体的な例及び記録等については老企第36号7の(20)②に準ずるものとする。

(1) 及び (2) 376単位

(3) 752単位

注8 ロについては、自立した日常生活を営むための共通の課題を有する利用者に対し、生活機能の向上を目的とした活動をグループで行った場合に算定できるものとする。また、集団的に行われるレクリエーションや創作活動等の機能訓練を実施した場合には算定できないこととする。なお、当該加算を算定する場合は、次の(1)から(3)までを満たすことを要件とする。

(1) 生活機能向上グループ活動の準備

ア 利用者自らが日常生活上の課題に応じて活動を選択できるように、次に掲げる活動項目を参考に、日常生活に直結した活動項目を複数準備し、時間割を組むこととする。

○活動項目の例

家事関連活動

衣：洗濯機・アイロン・ミシン等の操作、衣類の手入れ（ボタンつけ等）等

食：献立づくり、買い出し、調理家電（電子レンジ、クッキングヒーター、電気ポット等）・調理器具（包丁、キッチン鋏、皮むき器等）の操作、調理（炊飯、総菜、行事食等）、パン作り等

住：日曜大工、掃除道具、（掃除機、モップ等）の操作、ガーデニング等

通信・記録関連活動

機器操作（携帯電話操作、パソコン操作等）、記録作成（家計簿、日記、健康ノート等）

イ 一のグループの人数は6人以下とする。

(2) 利用者ごとの日常生活上の課題の把握と達成目標の設定

介護職員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、又はあん摩マッサージ指圧師及びこれらの資格を有する機能訓練指導員を配置した指定通所介護事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を含む。）、その他の職種の者（以下「介護職員等」という。）が生活機能向上グループ活動サービスを行うに当たっては、次のアからエまでの手順により得られた結果は、通所型サービス計画に記録する。

ア 当該利用者が、①要支援状態等に至った理由と経緯、②要支援状態等となる直前の日常生活の自立の程度と家庭内での役割の内容、③要支援状態となった後に自立してできなくなったこと若しくは支障を感じるようになったこと、④現在の居宅における家事遂行の状況と家庭内での役割の内容、⑤近隣との交流の状況等について把握すること。把握に当たっては、当該利用者から聞き取るほか、家族や地域包括支援センター等から必要な情報を得るよう努めることとする。

イ アについて把握した上で、具体的な日常生活上の課題及び到達目標を当該利用者と共に設定する。到達目標は、おおむね3月程度で達成可能な目標とし、さらに段階的に目標を達成するためにおおむね1月程度で達成可能な目標（以下「短期目標」という。）を設定する。到達目標及び短期目標については、当該利用者のケアプラン等と整合性のとれた内容とする。

ウ 介護職員等は、当該利用者の同意を得た上で到達目標を達成するために適切な活動項目を選定する。当該利用者の活動項目の選定に当たっては、生活意欲を引き出すなど、当該利用者が主体的に参加できるよう支援する。

エ 生活機能向上グループ活動の①実施時間は、利用者の状態や活動の内容を踏まえた適切な時間とし、②実施頻度は1週につき1回以上行うこととし、③実施期間はおおむね3月以内とする。介護職員等は①から③までについて、当該両者に説明し、同意を得ることとする。

(3) 生活機能向上グループ活動の実施方法

ア 介護職員等は、予め生活機能向上グループ活動に係る計画を作成し、当該

活動項目の具体的な内容、進め方及び実施上の留意点等を明らかにしておくこととする。

イ 生活機能向上グループ活動は、一のグループごとに、当該生活機能向上グループ活動の実施時間を通じて1人以上の介護職員等を配置することとし、同じグループに属する利用者が相互に協力しながら、それぞれが有する能力を発揮できるよう適切な支援を行うこととする。

ウ 介護職員等は当該サービスを実施した日ごとに、実施時間、実施内容、参加した利用者の人数及び氏名等を記録する。

エ 利用者の短期目標に応じて、おおむね1月ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と生活機能向上グループ活動における当該利用者の客観的な状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、生活機能向上グループ活動に係る計画の修正を行うこととする。

オ 実施期間終了後、到達目標の達成状況及び(2)アの③から⑤までの状況等について確認を行うこととする。その結果、当該到達目標を達成している場合には、当該利用者に対する当該生活機能向上グループ活動を終了し、当該利用者を担当する地域包括支援センター等に報告する。また、当該到達目標を達成していない場合には、達成できなかった理由を明らかにするとともに、当該サービスの継続の必要性について当該利用者及び地域包括支援センター等と検討すること。その上で、当該サービスを継続する場合は、適切に実施方法及び実施内容等を見直すこととする。

注9 ハについての取扱いについては、次の(1)から(3)まで掲げるとおりとする。

(1) 総合事業通所介護サービスにおいて運動器機能向上サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者等ができる限り要介護状態等にならず自立したに日常生活を営むことができるよう支援することであると留意しつつ行うこととする。

(2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ

指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した指定通所介護事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。) (以下「理学療法士等」という。) を1名以上配置して行うものとする。

(3) 運動器機能向上サービスについては、以下のアからキまでに掲げるとおり、実施すること。

ア 利用者ごとに看護職員等の医療従事者による運動器機能向上サービスの実施に当たってのリスク評価、体力測定等を実施し、サービスの提供に際して考慮すべきリスク、利用者のニーズ及び運動器の機能の状況を、利用開始時に把握する。

イ 理学療法士等が、暫定的に、利用者ごとのニーズを実現するためのおおむね3月程度で達成可能な目標(以下「長期目標」という。)及び長期目標を達成するためのおおむね1月程度で達成可能な目標(以下「短期目標」という。)を設定する。長期目標及び短期目標については、地域包括支援センター等において作成された当該利用者に係るケアプラン等と整合が図れたものとする。

ウ 利用者に係る長期目標及び短期目標を踏まえ、理学療法士等、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、当該利用者ごとに、実施する運動の種類、実施期間、実施頻度、1回当たりの実施時間、実施形態等を記載した運動機能向上計画を作成する。その際、実施期間については、運動の種類によって異なるものの、おおむね3月間程度とする。また、作成した運動器機能向上計画については、運動器機能向上サービスの提供による効果、リスク、緊急時の対応等と併せて、当該運動器機能向上計画の対象となる利用者に分かりやすい形で説明し、その同意を得ることとする。なお、総合事業通所介護サービスにおいては、運動器機能向上計画に相当する通所型サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって運動器機能向上計画の作成に代えることができるものとする。

エ 運動器機能向上計画に基づき、利用者ごとに運動器機能向上サービスを提供する。その際、提供する運動器機能向上サービスについては、国内外の文献等において介護予防の観点からの有効性が確認されている等の適切なもの

とする。また、運動器機能向上計画に実施上の問題点（運動の種類の変更の必要性、実施頻度の変更の必要性等）があれば直ちに当該計画を修正する。

オ 利用者の短期目標に応じて、おおむね1月間ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、運動器機能向上計画の修正を行うこととする。

カ 運動器機能向上計画に定める実施期間終了後に、利用者ごとに、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について、事後アセスメントを実施し、その結果を当該利用者に係る地域包括支援センター等に報告する。地域包括支援センター等による当該報告も踏まえた介護予防ケアマネジメントの結果、運動器機能向上サービスの継続が必要であるとの判断がなされる場合については、前記アからカまでの流れにより、継続的に運動器機能向上サービスを提供する。

キ 旧基準省令第107条において準用する第19条において規定するそれぞれのサービスの提供の記録において利用者ごとの運動器機能向上計画に従い、理学療法士等、経験のある介護職員その他の職種の者が、利用者の運動器の機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に運動器機能向上加算の算定のために利用者の運動器の機能を定期的に記録する必要はないものとする。

注10 二の取扱いについては、老企第36号7の(14)に記載する内容に準ずるものとする。

注11 ホの取扱いについては、老企第36号7の(15)に記載する内容に準ずるものとする。

注12 への取扱いについては、老企第36号7の(16)に記載する内容に準ずるものとする。ただし、総合事業通所介護サービスにおいて栄養改善サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者等ができる限り要介護状態等にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることを留意すること。なお、要支援者等に対する当該サービスの実施に当たっては、栄養ケア計画に定める栄養改善サービスをおおむね3月実施した時点で栄養改善の改善状況について評価を行い、その結果を当該要支援者に係る地域包括支援センター等に報告するとともに、栄養状態に係る課題が解決され当該サ

ービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了するものとする。

注13 トの取扱いについては、老企第36号7の(18)に記載する内容に準ずるものとする。ただし、総合事業通所介護サービスにおいて口腔機能向上サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者等ができる限り要介護状態等にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることに留意すること。なお、要支援者等に対する当該サービスの実施に当たっては、口腔機能改善管理計画に定める口腔機能向上サービスをおおむね3月実施した時点で口腔機能の状態の評価を行い、その結果を当該要支援者に係る地域包括支援センター等に報告するとともに、口腔機能向上に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了するものとする。

注14 チについては、選択的サービスのうち複数のサービスを組み合わせて実施することにより、要支援者等の心身機能の改善効果を高め、介護予防に資するサービスを効果的に提供することを目的とする。なお、算定に当たっては以下に留意することとする。

- ①実施する選択的サービスごとに、注9、注12、注13に掲げる各選択的サービスの取扱いに従い適切に実施すること。
- ②いずれかの選択的サービスを週2回以上実施すること。
- ③複数の種類の選択的サービスを組み合わせて実施するに当たって、各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等について検討すること。

注15 リの取扱いについては、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月17日老計発0317001・老振発0317001・老老発0317001厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長連名通知)第2の4の(11)に記載する介護予防通所リハビリテーションにおける取扱いに準ずるものとする。

注16 ヌの取扱いについては、老企第36号7の(24)に記載する内容に準ずるものとする。

注17 ヲの取扱いについては、老企第36号7の(17)に記載する内容に準ずるものとする。

るものとする。

注18 ワの取扱いについては、老企第36号7の(19)に記載する内容に準ずるものとする。

注19 カについて、所定単位数はイからワまでにより算定した単位数の合計とし、令和6年3月31日までの間、当該加算の算定を可能とする。ただし、介護職員処遇改善加算Ⅳ及び介護職員処遇改善加算Ⅴについては、令和3年3月31日において現に、当該加算の届出を行っている指定通所介護事業所であって、令和3年3月15日厚生労働大臣が定める基準（令和3年3月 日厚生労働省告示第 号）の別表単位数表の通所型サービス費のカの注に係る届出を行っていないものにあつては、令和4年3月31日までの間は、なお、従前の例により、当該加算の算定を可能とする。なお、本要件の内容については、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日老発0316第4号）に準ずるものとする。

注20 注7により減算した単位数、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

注21 前記以外の基本的な取扱いについては、老企第36号7の通所介護費に記載する内容に準ずるものとする。

注22 イについて、令和3年9月30日までの上乗せ分として、所定単位数に1／1000を乗じた単位を加算する。